

卒業生のみなさんへ

(対象：2021年、2020年の春に卒業した人で、2022年度に進学予定の人)

開明高等学校 事務室

日本学生支援機構大学予約奨学金について(ご案内)

募集要項の概要をご案内します。採用候補者になっても辞退することはできます。進学に際し経済的不安のある方は申し込みをご検討ください。資料の送付・ご質問・ご相談等は、奨学金担当 宮崎(Tel.06-6932-4461)が承っております。

【貸与奨学金(返還の必要がある奨学金)】

	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> 2022年3月に高等学校を卒業する予定の人又は高等学校を卒業後2年以内の人で、大学・専修学校に入学したことがない人。 外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年3月に高等学校を卒業する予定の人又は高等学校を卒業後2年以内の人で、大学・専修学校に入学したことがない人。 外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。
申込基準	<ul style="list-style-type: none"> 次の1・2のいずれかに該当する人 1. 申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。 2. 次の①～③のいずれかに該当し、進学後も優れた成績を修める見込みがある者。 <ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者(父母がいない場合は、代わって家計を維持している人)の2021年度の住民税が非課税(0円)である ② 生計維持者(父母がいない場合は、代わって家計を維持している人)生活保護を受給している ③ 申込者本人が社会的養護を必要とする人である 	<ul style="list-style-type: none"> 次の1～3のいずれかに該当する人 1. 申込時までの全履修科目の学習成績が、学年の平均水準以上であること。 2. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。 3. 大学等における学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
貸与月額	<ul style="list-style-type: none"> 国公立大学・短期大学・専修学校 自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円 私立大学 自宅通学 54,000円 自宅外通学 64,000円 国公立短期大学・専修学校 自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円 私立短期大学・専修学校 自宅通学 53,000円 自宅外通学 60,000円 <p>この金額は最高月額です。最高月額を選択できるのは第一種・第二種併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。</p> <p>最高月額以外は、2万円～5万円から選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2万円～12万円の中から必要な額を選択します。(1万円単位) 私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円の増額ができます(12万円を選択した場合に限る)。
貸与期間	2022年4月分から卒業する(修業年限の終期)まで	
利息	無利息	利息付(詳しくは案内冊子を参照)
申込期日	1回目: 6月7日(月) / 2回目: 7月1日(木) / 3回目: 7月26日(月)	
採用決定	1回目: 10月下旬 / 2回目: 11月下旬 / 3回目: 12月下旬	

◆収入・所得の上限額のめやす(単位: 万円)

世帯人数	想定する世帯構成	親①が給与所得の世帯			親①が給与所得以外の世帯		
		第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
2人	本人、親①	779	1,036	707	371	628	321
3人	本人、親①、親②(無収入)	657	1,009	599	286	601	245
4人	本人、親①、親②(無収入)、中学生	747	1,100	686	349	692	306
5人	本人、親①、親②(無収入)、中学生、小学生	922	1,300	884	514	892	476

※ 上表は目安です。特別控除等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。
 ※ 「併用」とは第一種と第二種の両方の貸与を受けることです。

※ 機構のホームページに掲載している「進学資金シュミレーター」で対象となるかおおよその確認ができます。
<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/oyakudachi/shougakukin-simulator.html>

以下は、給付奨学金に関する資料です。
 (3ページ給付奨学金の“収入基準”の(※2)の部分に関係する資料です。)

【支給額算定基準額の出し方(参考)】

<①の金額×6%－②の金額(100円未満切捨て)>

上記で出た金額が、おおよそ③の金額になり、それが支給額算定基準額となります。

単純に計算できない可能性も考えられますが、参考になさってください。

【給与奨学金（返還の必要がない奨学金）】

- 給付奨学金の支給対象になった人は、授業料・入学金の減免制度も同時に受けることができます。
- 給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校です。対象校（「確認大学等」）は、文部科学省のホームページで8月ごろに公表されます（給付奨学金案内 p.10 参照）。確認を受けていない学校へ進学した人は、給付奨学金や授業料等減免を利用できません。
- 進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金を打ち切られることがあります。また、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要となる場合があります。
- 支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度秋ごろ見直されます。

申込資格	<ul style="list-style-type: none"> ■2022年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人で、大学・専修学校に入学したことがない人。 ■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。
学力基準	<ul style="list-style-type: none"> ■申込時までの評定平均値が3.5以上あること ■上記に該当しない場合は、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること
収入基準	<p>【第Ⅰ区分】申込者本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）</p> <p>【第Ⅱ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が、100円以上25,600円未満であること</p> <p>【第Ⅲ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が、25,600円以上51,300円未満であること</p> <p>（※1）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。（※2）支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－（調整控除額+調整額）★2（100円未満切り捨て）★1市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式に関わらず、支給額算定基準額が0円となります。★2政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額+調整額）に3/4を乗じた額となります。</p> <p>！支給額算定基準額については、2ページの下段を参考にさせていただきます！</p>
資産基準	<p>申込日時点の申込者本人と生計維持者2人の資産合計額（※）が、2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること。</p> <p>（※）資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産、貯蓄型の生命保険や学資保険は含みません。ただし、満期や解除により現金化等した場合には、資産として計上が必要です。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。</p>
☆☆上記の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります☆☆	
給付期間	支給が認められた年月から正規の卒業時期まで
申請期日	1回目：6月7日（月）/2回目：7月1日（木）/3回目：7月26日（月）
採用決定	1回目：10月下旬 / 2回目：11月下旬 / 3回目：12月下旬

◆区分別の収入めやす

支援区分	年収の目安
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	約270万円以下
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約300万円以下
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約380万円以下

- ・学生の生計を維持する者（生計維持者）及び本人の所得を合計します。
- ・年収の目安は、両親、本人、中学生の4人世帯を想定しています。
- ・所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

◆世帯別の収入めやす

世帯人数	想定する世帯構成	親①が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			親①が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、親①	207	298	373	125	176	230
3人	本人、親①、中学生	221	298	373	137	178	234
4人	本人、親①、親② （無収入）、中学生	271	303	378	172	191	255
4人	本人、親①、親② （給与所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：137 親②：115	親①：138 親②：155	親①：185 親②：155
5人	本人、親①、親② （パート）、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

※表中の数字は目安の金額です。所得要件は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されるため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

◆給付月額

世帯の所得金額に基づく区分	一般の課程（通信教育以外の課程）				通信教育課程
	国公立		私立		
	自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）	自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）	国・公・私/ 自宅・自宅外共通（年額）
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円

- ・第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。0円になる場合もあります。
- ・生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません）の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

以上、ご案内した情報は日本学生支援機構のホームページにも掲載されています。事務室で配布する案内冊子（申込書類）を受け取る前に、詳しい内容をお知りになりたい場合は、そちらをご覧ください。